

令和 8 年 7 月 21 日

練馬区教育委員会

教育長 三浦 康彰 様

練馬区立中学校選択制度検証委員会

委員長 酒 井 朗

練馬区立中学校選択制度の成果、課題および対応策等について（答申）

令和 7 年 6 月 27 日付け 7 練教教学第 436 号より諮問のあった標記のことについて、令和 7 年 6 月から本年 7 月まで 5 回にわたり、練馬区立中学校選択制度検証委員会（以下、「検証委員会」という。）を開催し、これまで審議を重ねてきたところです。35 人学級導入に関する方向性については令和 7 年 7 月 18 日付で答申したところですが、最終的なまとめの提言として、下記のとおり答申します。

記

中学校選択制度（以下、「選択制度」という。）開始以来概ね 20 年が経過し、選択制度自体は熟成され、区内の児童生徒および保護者等に深く根付いている状態といえる。過去 3 回にわたって検証委員会を開催し、その都度選択制度の課題を抽出し、改善を図ってきたところである。第 3 次検証委員会以降、大きな問題もなく、選択制度を実施することができたことから、引き続き現行の選択制度を実施していくべきである。

一方で、選択制度を取り巻く状況が年々変化していることから、現在の状況や今後の方向性を考慮したうえで、適切に実施・運用することが求められる。具体的な事項については、以下のとおり取り組まれない。

- 1 区内児童が今後の進学先の検討にあたり、十分な時間を確保できるよう、早期から丁寧に選択制度の周知を行うこと。
- 2 各中学校では、引き続き特色づくり・魅力づくりに励み、ホームページや学校説明会での周知啓発に努めること。学校説明会の実施にあたって、開催日や開催方法等工夫すること。
- 3 教育委員会は、各中学校での周知啓発を支援するなど負担の軽減を図ること。
- 4 教育委員会は、児童生徒およびその保護者、教員等に対し、定期的に選択制度に関するアンケートを行うなど、ニーズを的確に把握すること。

また、検証委員会は概ね5年ごとに開催され、その間の動向を分析しながら、選択制度の抱える課題を抽出し、その改善策等を検討するなど、一定の役割を果たしてきた。今後、選択制度に多大な影響を与える事象が生じる場合や制度運用に大きな課題が発生した場合には、改めて検証委員会を立ち上げ、課題解決に向けた検証を行うべきであり、それまでの間は、現行の選択制度の適切な実施・運用を望むものである。なお、今後の検証にあたっては、少子化の進行に伴い選択制度と学校適正配置の関係が一層密接になることが見込まれることから、必要に応じて両者を一体的に検討する体制を整えることが望ましい。

検討事項

1 はじめに（選択制度の現状）

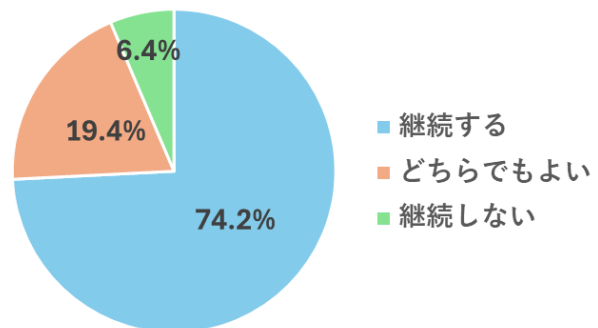
練馬区では平成 17 年度から中学校選択制度（以下、「選択制度」という。）を開始し、現在 20 年余りが経過している。選択制度は、中学校進学について児童・保護者の希望や意思を可能な限り尊重することで、一人一人に適した教育環境で個性や能力を伸ばしていくこと、中学校を選ばれる立場に置くことで、選ばれるための魅力づくりや、創意工夫を学校に求めることの 2 つを大きな目的としている。

過去 3 回にわたり選択制度検証委員会を設置し、その間の動向を分析しながら、選択制度の抱える課題を抽出し、その改善策等を検討するなど、議論を行ってきた。今回、第 4 次となる当委員会では、第 3 次検証委員会以降、制度内容が区内の児童生徒および保護者等に深く根付いている状況を鑑み、より良い制度とするための議論を中心に行った。

2 選択制度継続と制度周知に関する検証

まず、選択制度に関する検証に先立ち、令和 7 年度中学校 1 年生を有する家庭（区立中在・国都私立在）および、中学校教員を対象としたアンケート調査を実施した。

その結果、選択制度継続に関する問いの中で、『継続する』『どちらかといえば継続する』と回答した人は全体の約 75% を占めており、制度継続に対して肯定的な意見が得られた。検証委員会における委員の意見でも継続を望む声为中心であり、制度運営上、大きな問題も発生していないことから制度継続が望ましいと考える。



続いて、制度周知の取組について検討し

た。令和 6 年度においては、小学校 5 年生・6 年生に対し、制度周知・学校公開に関する周知を実施しているところである。一方、周知が不足していること、説明会の日程が重なりやすいことなどが課題とされてきた。

当委員会での意見交換やアンケートの状況を踏まえ、令和 7 年度より、周知対象を小学校 4 年生まで拡大した。今後、説明会の開催に当たっては、開催時期や開催方法等は学校および教育委員会間での調整の下、選択する側の児童・保護者にとって負担とならないような柔軟な対応をすると共に、オンライン開催やアーカイブ配信など新たな手法を用いた開催方法を検討していくことが必要である。

3 35 人学級導入に向けた受入れ可能人数の検討

令和 7 年度入学者までは、選択制度による学区外からの受入れ可能人数は、40 人（1 学級相当）を目安に設定をし、学校の状況によっては 40 人未満の受入れ制限をしてきたところである。一方、令和 7 年 6 月 12 日付け 7 教地義第 469 号により、令和 8 年度入学者から順次中学校 35 人学級が導入されることを受け、受入れ可能人数の変更および下限の設定に関して議論した。

35 人学級導入に伴い、各校において学級増が見込まれていること、現状の教育環境を確保すべきであることを鑑み、受入れ可能人数の上限を 35 人に引き下げることが望ましいとの結論に至り、令和 7 年 7 月 18 日、令和 8 年度から適用すべきである旨の答申を行った。合わせて、受入れの下限については明確な設定をしないこととした。

なお、各校の受入れ可能人数の検討・設定に際しては、兄弟在籍者を含めた年度毎の学校状況や、今後の入学予測を踏まえた柔軟な設定を区教育委員会と学校間協議で行う必要がある旨確認をした。

4 国都私立中学校進学者動向等の制度への影響

私立高校補助金制度の拡充による私立中高一貫校への進学や中学受験者の増加など学校を取り巻く状況が選択制度にどの程度影響を及ぼすか議論した。

過去 5 年の中学校受験者割合はほぼ横ばいのため、現時点では制度全体への大きな影響は確認されていないが、私立中学進学率は緩やかな上昇傾向にあり、今後の動向を注視していく必要がある。また、その他の状況を踏まえても制度運用に際して、現時点では、大きな影響があるとは考えられないため、今後、私立進学者が急激に増加した際や、部活動地域移行が実際に導入された際など、制度に対する新たな影響・課題が発生した場合に、別途検討をすることとした。

資料集

1 中学校選択制度の実施状況（令和3年度～令和7年度入学）

学校名		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		受入可能 人数	当初 希望者数	受入可能 人数	当初 希望者数	受入可能 人数	当初 希望者数	受入可能 人数	当初 希望者数	受入可能 人数	当初 希望者数
1	旭丘	40	3	40	4	40	4	40	10	40	11
2	豊玉	40	6	40	4	40	13	40	12	40	10
3	豊玉第二	40	12	40	16	40	15	40	15	40	25
4	中村	40	71	20	36	20	26	40	27	40	38
5	開進第一	40	23	40	29	40	23	40	14	40	23
6	開進第二	40	90	40	82	40	83	40	101	40	73
7	開進第三	40	60	40	48	40	57	40	40	40	56
8	開進第四	40	25	40	21	40	25	40	30	40	26
9	北町	40	27	40	14	40	28	40	19	40	28
10	練馬	40	35	40	27	40	31	40	19	40	25
11	練馬東	40	24	40	27	40	32	40	52	40	20
12	貫井	40	21	40	19	40	17	40	14	40	35
13	田柄	40	62	40	65	40	54	40	23	40	37
14	豊溪	40	11	40	9	40	4	40	8	40	10
15	光が丘第一	40	107	40	68	40	73	40	93	40	75
16	光が丘第二	40	51	40	68	40	46	40	72	40	56
17	光が丘第三	40	27	40	39	40	58	40	36	40	59
18	石神井	40	98	20	74	40	85	40	69	40	89
19	石神井東	40	52	40	59	30	59	40	69	40	55
20	石神井西	20	32	10	44	25	37	10	30	10	25
21	石神井南	40	9	40	11	40	7	40	6	40	20
22	上石神井	40	36	40	39	40	52	40	40	40	40
23	南が丘	40	12	40	8	40	18	40	6	40	17
24	谷原	10	27	20	22	20	28	10	33	10	34
25	三原台	40	31	40	39	40	33	40	25	40	34
26	大泉	20	109	10	60	30	67	20	66	40	85
27	大泉第二	40	38	40	22	40	40	40	33	40	30
28	大泉西	40	15	40	21	40	19	40	12	40	14
29	大泉北	40	25	40	14	40	21	40	12	40	7
30	大泉学園	40	77	40	64	40	55	40	53	40	72
31	大泉学園桜	40	6	40	15	40	6	40	3	40	6
32	関	40	21	40	24	40	22	40	17	40	31
33	八坂	40	0	40	1	40	3	40	4	40	1
合計		1,250	1,243	1,200	1,093	1,245	1,141	1,240	1,063	1,260	1,167

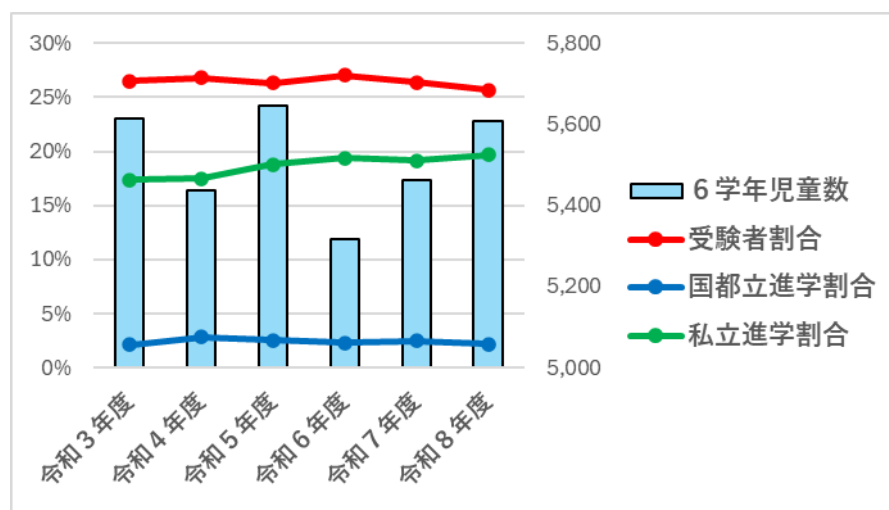
※ 網掛けは抽選を実施

2 生徒数・学級数一覧（令和3年度～令和7年度入学）

学校名		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1	旭丘	121	4	123	4	137	6	149	6	138	6
2	豊玉	239	8	237	8	271	9	278	9	292	9
3	豊玉第二	235	7	231	7	225	7	220	7	242	8
4	中村	561	15	560	15	548	15	532	15	500	14
5	開進第一	466	13	457	12	428	12	418	12	401	12
6	開進第二	441	12	441	12	416	12	396	12	395	12
7	開進第三	359	10	368	11	394	12	369	11	382	11
8	開進第四	458	14	442	13	438	13	457	13	469	12
9	北町	353	11	324	10	365	11	361	11	391	11
10	練馬	462	14	489	14	481	13	426	13	422	12
11	練馬東	345	11	319	10	269	9	313	10	305	10
12	貫井	401	12	423	12	413	12	430	12	408	12
13	田柄	443	13	442	13	418	13	332	10	315	9
14	豊溪	130	5	131	6	137	5	137	5	144	6
15	光が丘第一	282	10	267	8	266	8	242	8	256	9
16	光が丘第二	306	10	318	9	329	9	324	9	324	9
17	光が丘第三	394	12	390	12	381	12	407	12	415	12
18	石神井	621	17	612	18	583	17	578	16	592	16
19	石神井東	528	15	544	16	556	16	572	16	546	15
20	石神井西	675	18	631	17	674	18	650	18	678	18
21	石神井南	355	10	358	10	350	10	355	10	348	10
22	上石神井	331	10	338	10	373	10	393	11	421	12
23	南が丘	266	9	268	9	278	9	269	9	260	9
24	谷原	453	12	481	13	501	14	487	14	493	14
25	三原台	544	15	565	16	554	16	497	15	503	15
26	大泉	721	20	676	19	707	19	702	19	698	20
27	大泉第二	528	15	542	15	542	15	532	15	531	15
28	大泉西	495	14	499	15	529	16	533	15	543	15
29	大泉北	400	12	350	11	315	10	266	9	259	9
30	大泉学園	520	15	493	14	470	13	451	12	464	13
31	大泉学園桜	200	6	207	7	202	7	183	7	147	6
32	関	464	14	487	14	483	14	481	14	464	13
33	八坂	230	7	215	7	210	7	235	7	210	7
合計		13,327	390	13,228	387	13,243	389	12,975	382	12,956	381

3 国都私立学校への進学率推移（区立小在籍者）

入学年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受験者割合	26.5%	26.8%	26.3%	27.0%	26.4%	25.7%
国都立進学割合	2.1%	2.9%	2.5%	2.3%	2.5%	2.2%
私立進学割合	17.4%	17.5%	18.8%	19.4%	19.1%	19.7%
6学年児童数	5,613	5,437	5,645	5,317	5,461	5,607



※ 受験者割合は令和8年2月頃実施した区立小学校への調査結果を基に集計。

国都立進学割合・私立進学割合は令和8年3月末時点に届け出が出ている人で集計。

6学年児童数は令和7年5月1日時点の6学年通常級在籍児童数を掲載。

4 諮問文

令和 7 年 6 月 27 日

練馬区立中学校選択制度検証委員会

練馬区立中学校選択制度検証委員会設置要綱（令和元年 6 月 9 日 1 練教教学第 588 号）第 2 条の規定に基づき、練馬区立中学校学校選択制度の成果・課題・対応策などについて、下記のとおり諮問します。なお、令和 8 年度には 35 人学級の導入が予定されていることから、35 人学級導入に関わる内容については早期の答申報告をお願いします。

令和 7 年 6 月 27 日

練馬区教育委員会

教育長 三浦 康彰

記

練馬区立中学校学校選択制度について貴会の意見を求めます。

（説明）

練馬区では平成 17 年度より中学校選択制度を実施しており、今年で 20 年目となります。選択制度については過去 3 回にわたり検証・見直しを行い、現在は安定的な制度運用を行っています。35 人学級の導入や学校を取り巻く社会状況の変化を鑑みると、選択制度や進路先に何らかの影響を及ぼすことも考えられます。以上のことから、次に掲げる事項および今後の検証委員会のあり方についてご提言をお願いいたします。

（1）選択制度全般に関する検証

（2）35 人学級導入に向けた受入れ可能人数の検討

（3）私立中学校進学者の動向や、部活動地域移行による選択制度への影響と対応

なお、ご提言にあたり、35 人学級導入に関する方向性については令和 7 年 7 月中旬に中間提言として、最終的なまとめの提言については令和 8 年 5 月頃にご提言をいただければ幸いです。

5 練馬区立中学校選択制度検証委員会委員名簿

	氏名	職	任期
1	さかい あきら 酒井 朗	上智大学総合人間科学部教授	
2	すずき ひであき 鈴木 英 明	練馬小学校校長	
3	たけい かずゆき 武井 和 幸	石神井東小学校校長	
4	たけうち かつみ 竹 内 勝 己	開進第一中学校校長	令和7年6月 ～令和8年3月
	あらい ゆか 荒井 友香	練馬東中学校校長	令和8年4月 ～令和8年7月
5	たなべ かつのり 田 邊 克 宣	開進第四中学校校長 石神井東中学校校長	令和7年6月～令和8年3月 令和8年4月～令和8年7月
6	さかえだ よしあき 榮 田 良 晃	光が丘第三中学校校長	
7	はすいけ かずひこ 蓮 池 和 彦	上石神井中学校校長	令和7年6月 ～令和8年3月
	みずたに みき 水 谷 美岐	光が丘第二中学校校長	令和8年4月 ～令和8年7月
8	たなか りつこ 田 中 律 子	石神井西中学校学校評議員	
9	まつなが のりこ 松 永 紀 子	大泉西中学校学校評議員	
10	せきぐち ひろなか 関 口 泰 五	青少年委員	
11	みやた こずえ 宮 田 こずえ	青少年委員	
12	よしだ もとひろ 吉 田 基 洋	練馬区小学校 PTA 連合協議会	
13	あらい なおこ 新 井 直 子	練馬区小学校 PTA 連合協議会	
14	おのでら ゆういち 小野寺 祐 一	練馬区立中学校 PTA 連合協議会	
15	もり ひろき 森 博 樹	練馬区立中学校 PTA 連合協議会	
16	さがわ ひろし 佐 川 広	教育振興部長	

6 練馬区立中学校選択制度検証委員会設置要綱

練馬区立中学校選択制度検証委員会設置要綱

令和元年 6 月 9 日

1 練教教学第 588 号

(設置)

第 1 条 平成 17 年度から開始した学校選択制度について、制度の趣旨をふまえながら効果や課題等を検証するため、練馬区立中学校選択制度検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 委員会は、練馬区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮問に応じ、練馬区立中学校選択制度の実施状況の把握・分析および課題の整理、改善策の検討等を行い、教育長に答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって組織する。

2 委員長は、委員の中から互選により選任する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員は、別表のとおりとし、教育長が委嘱する。

5 前項に定めるもののほか、委員長は、事案の性質により、特に必要と認めたときは、臨時の委員を置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 4 項に規定する委嘱の日から令和 8 年 7 月末日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、教育長は新たに委員を委嘱することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職を代行する。

(部会)

第 6 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員、学校長、教育委員会事務局職員および関係者の中から委員長が指名する者で組織する。

3 部会長は、部会に属する委員の中から互選により選任する。

4 部会は、部会長が招集し、主宰する。

5 部会長は、部会の経過または結果を委員会に報告する。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、学校長、教育委員会事務局職員および関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(謝礼)

第8条 委員（学校長および教育委員会事務局職員を除く。）については、予算の範囲内において謝礼を支払うものとする。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、教育振興部学務課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営につき必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則（令和7年6月11日7練教教学第352号）

この要綱は、令和7年6月11日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者	1名
小・中学校 PTA 連合協議会	小学校2名、中学校2名
学校評議員	2名
青少年委員	2名
小・中学校校長	小学校2名、中学校4名
教育委員会事務局	教育振興部長